

三木町生活排水処理基本計画

令和7年12月

香川県三木町

目次

第1章 はじめに

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画対象区域	2
4 計画目標年次	2

第2章 三木町について

1 概況	3
2 土地利用の状況	4
3 人口	5
4 産業について	6

第3章 生活排水処理の現況

1 処理体系	7
2 生活排水処理施設の種類	8
3 処理形態別人口の推移	9
4 し尿処理及び浄化槽汚泥量の推移	10
5 し尿処理施設及び収集運搬	11
6 し尿処理経費の状況	12

第4章 生活排水処理の基本方針

1 生活排水処理に係る理念・目標	13
2 生活排水処理施設整備の基本方針	13
3 将来人口予測	14

第5章 生活排水の処理計画

1 処理の目標	15
---------	----

第6章 し尿・汚泥の処理計画

1 し尿・浄化槽汚泥処理量の将来推計	16
2 収集・運搬・処分	16

第7章 その他

1 住民に対する広報・啓発活動	17
2 環境教育の実施	17

第1章 はじめに

1 計画策定の趣旨

本町では、排出されたし尿及び浄化槽汚泥を計画的に収集・運搬し、隣接する高松市の施設にて衛生的かつ適正処分に取り組んでいます。し尿汲み取り世帯や単独処理浄化槽世帯では、台所、洗濯、風呂等から排出される汚水（生活雑排水）が未処理のまま河川に放流されていることが水質汚濁の主要因となっており、こういった状況を改善するため、下水道等の集合処理施設を整備するとともに、合併処理浄化槽の普及促進等による対策が求められているところです。

本町においては、これまで「まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「人口ビジョン」を策定し、効率的な行財政運営を行うため「行財政改革基本方針」に基づいた取組を進めてきました。その中で「まち・ひと・しごと創生総合戦略」は本町の最上位の計画と位置づけており、基本目標のひとつである「やさしく安全な郷土をつくるまちづくり戦略」のうち「生活環境の充実」として下水道整備及び合併処理浄化槽の促進に取り組んでまいりました。

このたび、これまでの総合戦略を踏まえつつ、今回改訂する「改訂版人口ビジョン」、「第3期三木町総合戦略」、「三木町行財政改革基本方針」を一体とした「三木町総合計画」を本町の最上位計画として策定し、町が目指す将来像に向けた方向性を明確にし、分野横断的かつ長期的な行政運営を推進することとしています。

「生活排水処理基本計画」（以下、「本計画」という。）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に基づき、同法第6条第1項の規定により、三木町の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を策定するもので、少子高齢化の進行や人口減少、地域社会構造の変化等といった社会情勢の変化及び厳しい財政状況を背景に、より実効性のある生活排水対策計画が求められていることから、下水道事業計画区域を見直し、長期的、総合的な視点に立って、公共下水道の整備と合併処理浄化槽の設置促進を効率的に行い、計画的な生活排水処理の推進を図るための基本方針や対策を推進するため、本計画を策定するものであります。

2 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物等の発生抑制、循環資源の循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会の形成のための取り組みの一環として、本町的生活排水処理行政の基本となるものであり、図1-1の位置づけとなります。

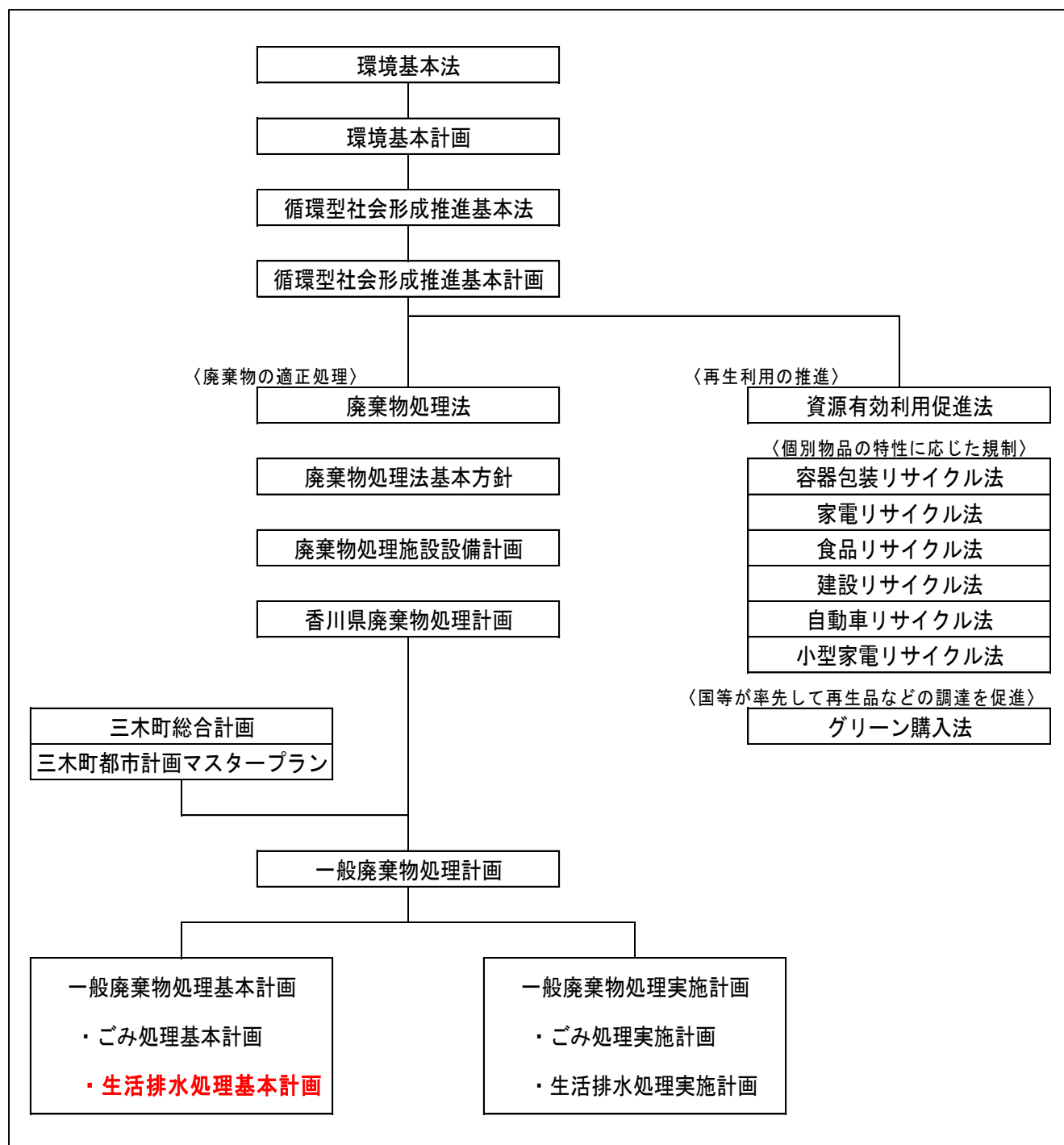


図 1-1 生活排水処理基本計画の位置づけ

3 計画対象区域

本計画の計画対象区域は本町全域とします。

4 計画目標年次

本計画は、計画の前提となる諸条件の変動等を考慮し、概ね5年ごとに改訂を行うこととし、計画期間を新たな10年間とする長期計画とし、中間目標年度を令和12年度、計画目標年度を令和17年度とします。

第2章 三木町について

1 概況

本町は香川県の東部に位置し、西は高松市、北は高松市（牟礼町）とさぬき市（志度）に接し、東はさぬき市（長尾）、南は高松市（塩江町）と徳島県美馬市に接しており、町土は、東西 5.8 km、南北 18.4 km の南北に細長い地形をしており、面積は 75.78 km² と県土の約 4 % を占めています。

また、北部と南部に山地があり、中央が低地部の平坦な平地でその中央を東西に主要地方道高松長尾大内線が抜け、その北側を高松琴平電気鉄道長尾線が平行に走っており、北部には、自動車専用道路である高松自動車道が走り、さぬき三木インターチェンジを経由して徳島県・京阪神方面への高速道路の利用が可能となっています。



図2-1 三木町の位置

2 土地利用の現況

本町の土地利用状況は町域 75.78km² のうち約 44.1%を山林・原野が占め、水田、畑等の農地が約 23.8%、宅地は約 8.6%を占めている。また、県都高松市に隣接し、高松市中心市街地へは車で約 30 分、国道 11 号高松東道路により関西方面へのアクセスも良好であるなど、利便性が高いことから高松市のベッドタウンとして、新規の分譲住宅地も増え宅地面積の占める割合が大きくなってきています。

表 2-1 地目別土地利用面積

区分	農地	宅地	山林・原野	その他	計
面積 (ha)	1,800	649	3,341	1,788	7,578
構成比 (%)	23.8	8.6	44.1	23.5	100.0

三木町行政界

都市計画区域

鉄道(コトデン)

高速道路

一般国道

主要地方道

一般県道

大学

高等学校

中学校

小学校

幼稚園

保育園

医療機関

役場・出張所

文化・交流施設

警察署

消防署

コミュニティ施設

高齢者福祉施設

その他

資料：「三木町税務課 令和 7 年 3 月末現在」

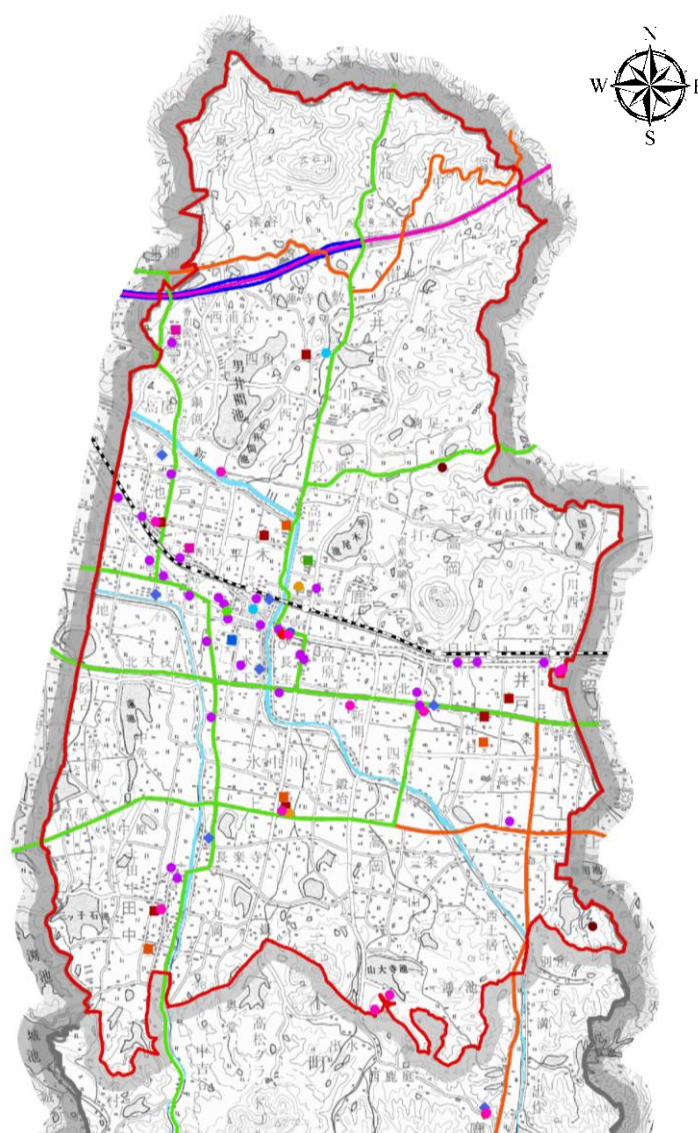


図 2-2 三木町内図

3 人口

本町の人口は年齢3区分別人口の推移を見ると、平成16年をピークに人口減少が始まり、緩やかに減少傾向で推移しています。その中で、年少人口及び生産年齢人口は減少、老年人口は増加傾向で推移しています。また、令和6年の高齢化率は32.8%で、総人口の減少とともに、増加で推移しています。

図2-3-1 年齢3区分別人口の推移

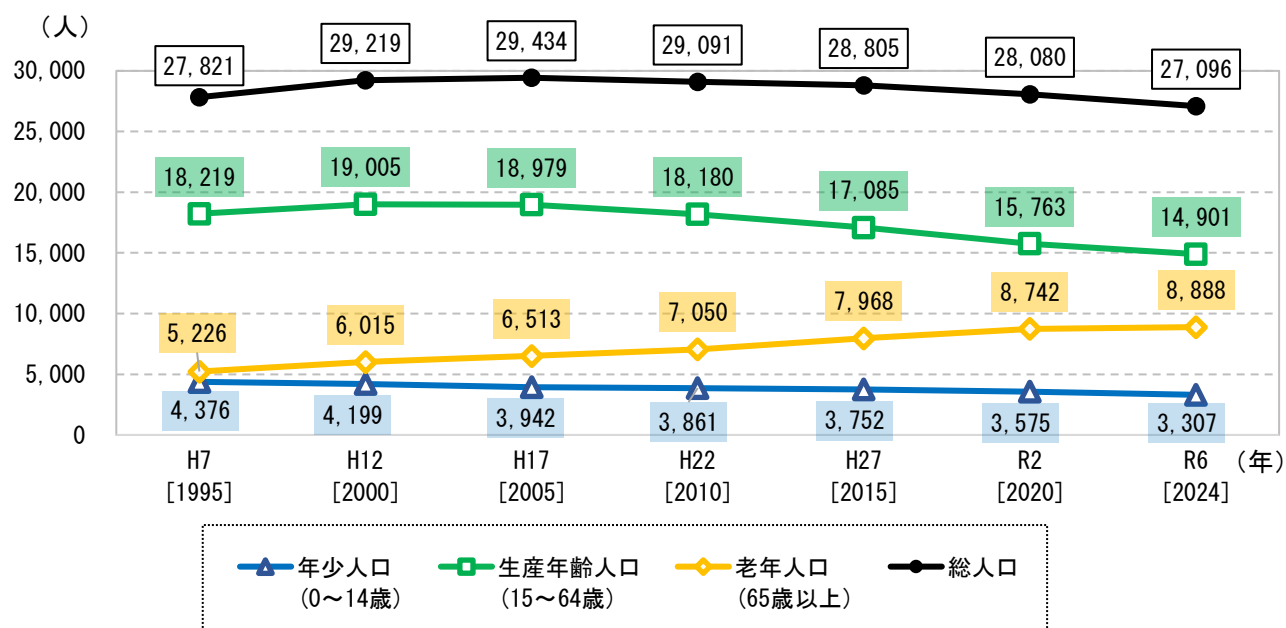
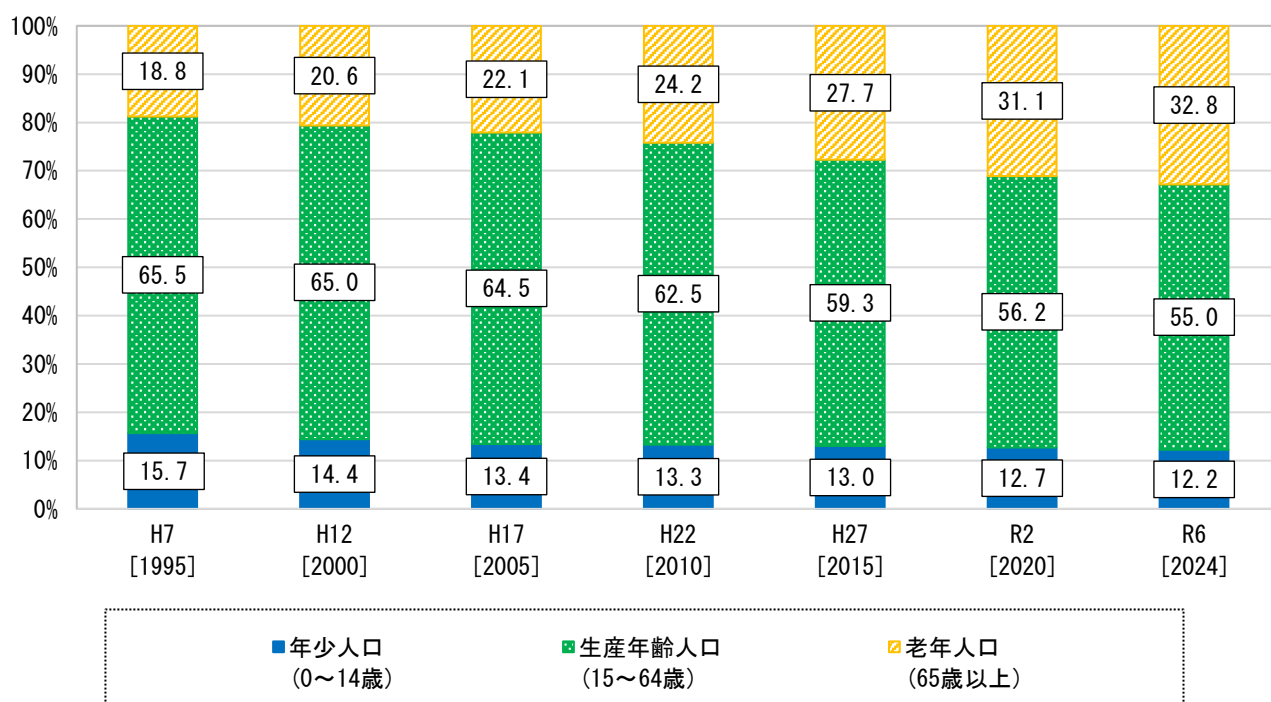


図2-3-2 年齢3区分別の人口割合の推移



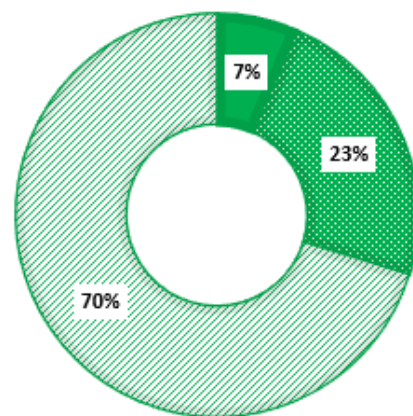
資料：住民基本台帳（総務省）※H7～H25は各年3月31日時点、H26以降は各年1月1日時点

4 産業について

産業別就業人口を見ると、第3次産業従事者が最も多く、第1次産業は6.6%となっています。

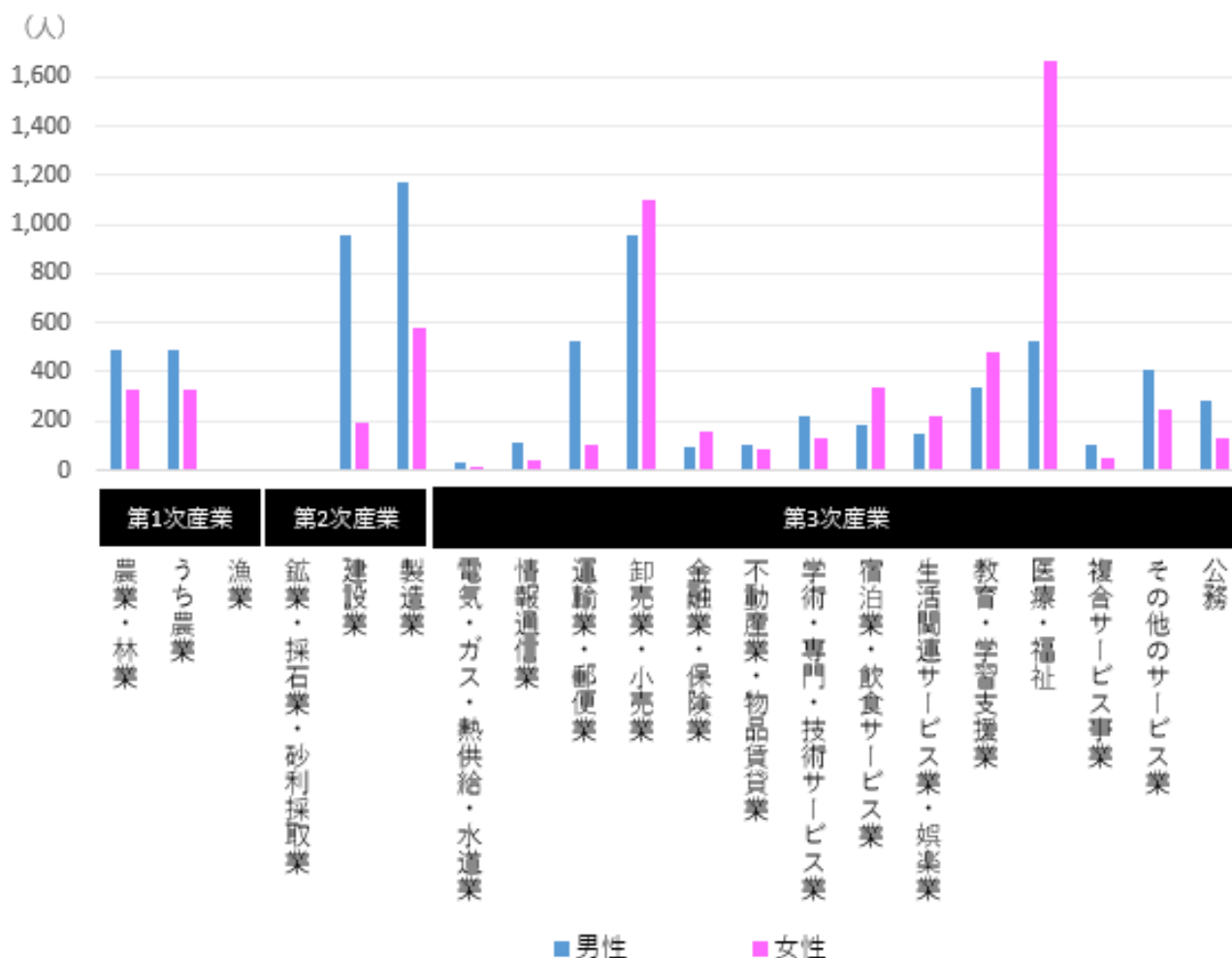
産業人口を男女別に見ると、男性では「製造業」が最も高く、次いで、「卸売業・小売業」「建設業」の順となっており、女性では「医療・福祉」が最も多く、次いで、「卸売業・小売業」「製造業」の順となっています。

図2-4-1 産業別就業人口



■ 第1次産業 ■ 第2次産業 ■ 第3次産業

図2-4-2 男女別産業人口



資料：国勢調査（総務省）※令和2年

第3章 生活排水処理の現況

1 処理体系

本町の一般家庭や事業所等から排出される生活排水（し尿及び生活雑排水）は三木浄化センター及び農業集落排水処理施設北部処理場に集めて集合処理をするほか、合併処理浄化槽等により各家庭などで個別処理をしています。また、単独処理浄化槽や汲み取り世帯については、生活雑排水は未処理のまま公共用水域に放流されています。

また、合併及び単独処理浄化槽から発生する汚泥と汲み取りし尿については、高松衛生処理センターに搬入されたのち、東部下水処理場で適正処理を行っており、三木浄化センターで発生した汚泥については、全て再資源化を行っています。

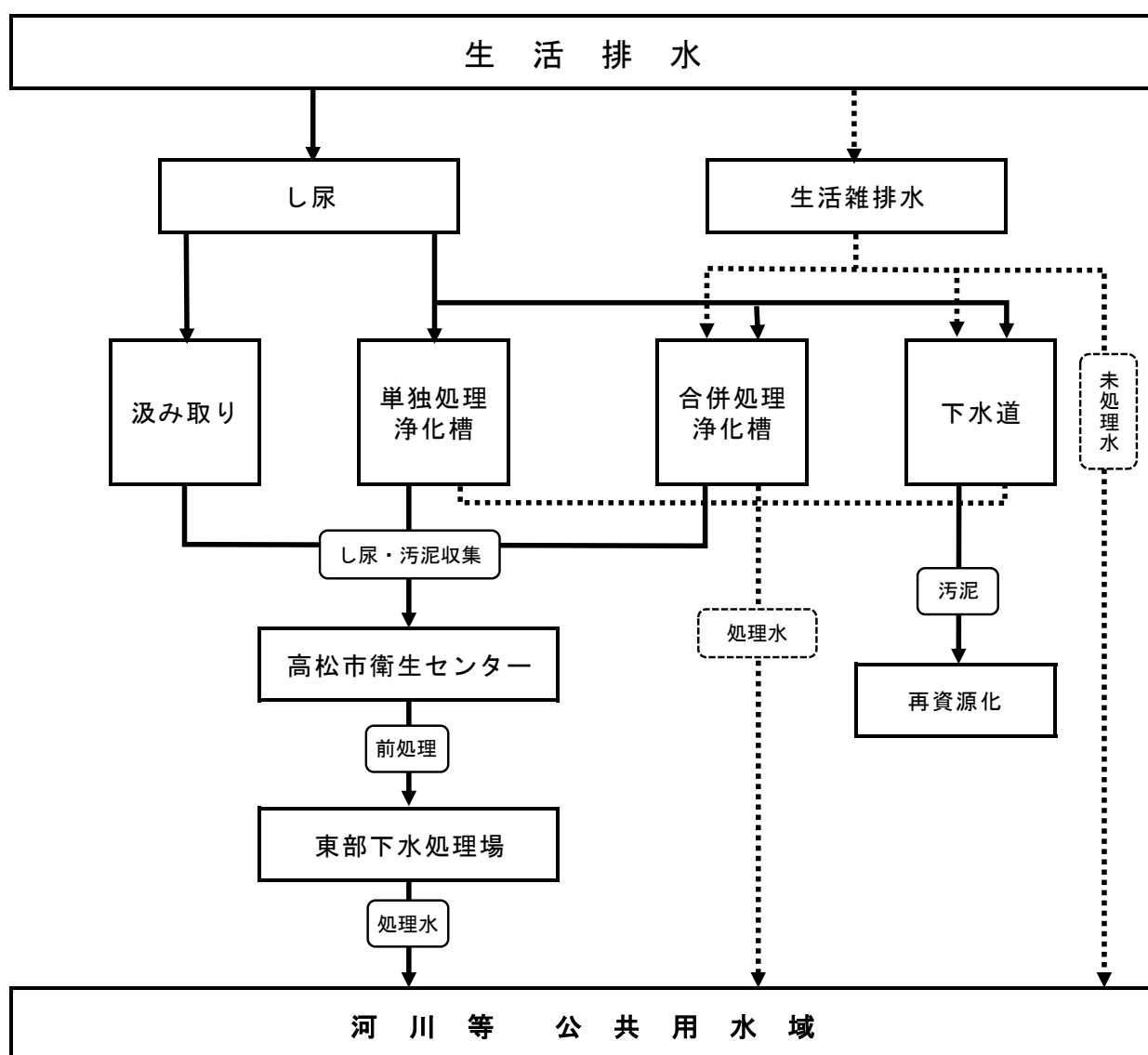


図3-1 生活排水処理体系図

2 生活排水処理施設の種類

生活排水処理施設は、一般家庭や事業所などから排出されるし尿や雑排水などの汚水を処理し、環境に適した水質に改善するための施設です。収集方式によって、管路で汚水を収集して処理場で一括処理する「集合処理」と、各家庭の敷地に設置した合併処理浄化槽で汚水を処理する「個別処理」とに分けられます。「集合処理」は市街地や家屋がまとまった集落に対して、「個別処理」は散在している家屋に対しての整備が効率的です。表 3-2-1 に生活排水処理施設の整備状況を示します。

表 3-2-1 生活排水処理施設の整備状況

区分・区域名等		整備状況等
集合処理	【公共下水道】 三木処理区 【特定環境保全 公共下水道】 三木東地区 (着手済区域)	整備状況……………整備中（整備完了地域は供用開始済） 整備着手年度………平成 17 年度 処理開始年度………平成 29 年度 汚水処理場……………三木浄化センター
	【農業集落排水】 井上北部地区	整備状況……………整備完了 整備着手年度………平成 7 年度 処理開始年度………平成 14 年度 汚水処理場……………井上北部農業集落排水処理施設
個別処理	上記以外	単独処理浄化槽やくみ取り便槽から、合併処理浄化槽への転換を推進中

3 処理形態別人口の推移

本町の生活排水処理形態別人口の推移は、図3-3-1及び表3-3-1のとおりです。下水道の供用開始に伴い、単独処理浄化槽及び非水洗化人口の圧縮が進んでおり、第4次香川県全県域生活排水処理構想の汚水処理人口普及率を指標とした中間年次（令和2年度）目標は68.9%に対し、令和3年度は68.1%であることからわずかに達していない状態です。

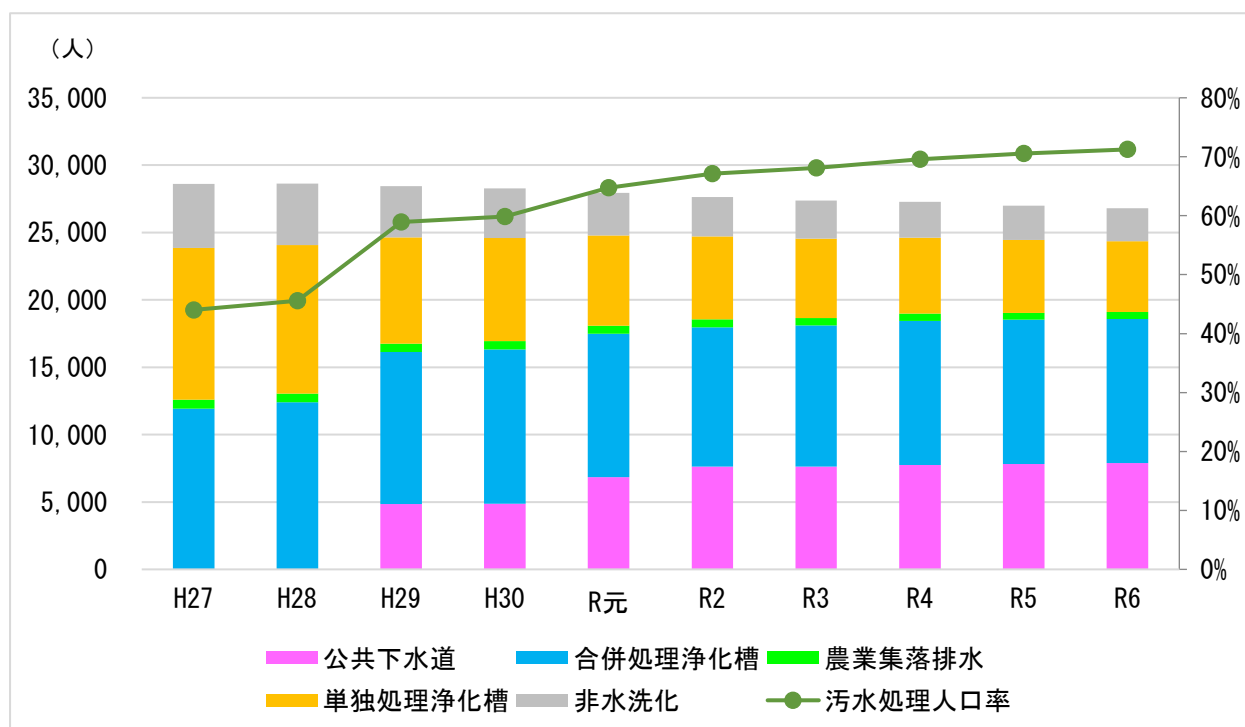


図3-3-1 生活排水処理形態別人口の推移

表3-3-1 生活排水処理形態別人口の推移

												※年度末
		単位	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
行政区域内人口	①	人	28,603	28,632	28,445	28,288	27,939	27,636	27,377	27,281	27,000	26,807
計画処理区域内人口	②	人	28,603	28,632	28,445	28,288	27,939	27,636	27,377	27,281	27,000	26,807
水洗化・生活雑排水処理人口	③＝④＋⑤＋⑥	人	12,591	13,047	16,755	16,937	18,084	18,549	18,647	18,984	19,045	19,097
公共下水道人口	④	人	0	0	4,845	4,870	6,842	7,630	7,625	7,741	7,829	7,896
合併処理浄化槽人口	⑤	人	11,937	12,400	11,299	11,451	10,636	10,346	10,471	10,708	10,699	10,683
農業集落排水人口	⑥	人	654	647	611	616	606	573	551	535	517	518
生活雑排水未処理人口	⑦＝⑧＋⑨	人	16,012	15,585	11,690	11,351	9,855	9,087	8,730	8,297	7,955	7,710
単独処理浄化槽人口	⑧	人	11,264	11,027	7,890	7,662	6,700	6,152	5,892	5,642	5,405	5,262
非水洗化人口	⑨＝⑩＋⑪	人	4,748	4,558	3,800	3,689	3,155	2,935	2,838	2,655	2,550	2,448
し尿収集人口	⑩	人	4,748	4,558	3,800	3,689	3,155	2,935	2,838	2,655	2,550	2,448
自家処理人口	⑪	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
下水道普及率	④/②×100	%	0%	0%	17%	17%	24%	28%	28%	28%	29%	29%
汚水処理人口普及率	③/②×100	%	44%	46%	59%	60%	65%	67%	68%	70%	71%	71%
浄化槽人口率	(⑤＋⑧)/②×100	%	81%	82%	67%	68%	62%	60%	60%	60%	60%	59%
非水洗化人口率	⑨/②×100	%	17%	16%	13%	13%	11%	11%	10%	10%	9%	9%

表 3-3-2 全件及び三木町に関する目標値

区分	第 4 次香川県全県域生活排水処理構想 (H28. 3)		
	現況 (H25)	中間年次 (R2)	目標年次 (R7)
香川県全県域	72%	80%	85%
三木町	41. 3%	68. 9%	83. 0%

4 し尿処理及び浄化槽汚泥量の推移

本町における過去 10 年間のし尿及び浄化槽汚泥処理量の推移は図 3-4-1、表 3-4-1 に示すとおりです。

下水道及び合併処理浄化槽の普及に伴い、し尿処理量は年々減少しており、平成 29 年度の公共下水道共用開始後は浄化槽から下水道への切り替えも進んでいることから、近年では浄化槽汚泥の処理量も減少傾向にあり、し尿と浄化槽汚泥を合わせた年間処理量は 6 千 kℓ 程度となっております。

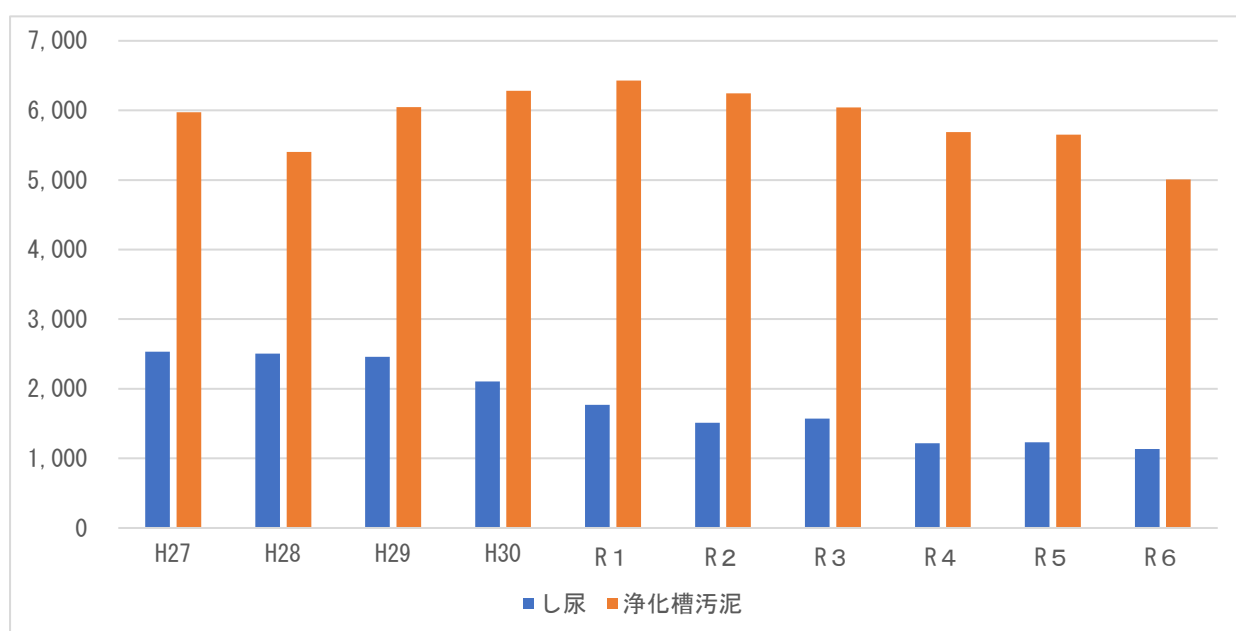


図 3-4-1 し尿及び浄化槽汚泥処理量の推移

表 3-4-1 し尿及び浄化槽汚泥処理量の推移

処理量 (kℓ)	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
し尿	2, 535	2, 505	2, 461	2, 107	1, 771	1, 511	1, 573	1, 216	1, 233	1, 135
浄化槽汚泥	5, 976	5, 403	6, 048	6, 283	6, 430	6, 243	6, 041	5, 688	5, 651	5, 008
合計	8, 511	7, 908	8, 509	8, 390	8, 201	7, 754	7, 614	6, 904	6, 884	6, 143

5 し尿処理施設及び収集運搬

本町のし尿は町が委託する事業者、浄化槽汚泥は町が許可する事業者が収集し、三木町クリーンセンター内にある中間貯留槽に搬入された後、どちらも高松市が所管する高松市衛生センターに運搬されます。その後、東部下水処理場に送られて最終処理を行っております。施設の概要及び収集車両は下表のとおりです。

表 3-5-1 し尿・汚泥処理施設

項目	高松市衛生センター	東部下水処理場
所在地	高松市朝日町五丁目 5 番 56 号	高松市屋島西町 2366-6
敷地面積	3,378 平方メートル	
処理能力	378 キロリットル/日	83,330 立方メートル/日
処理方法	前処理・下水道投入(汚泥処理系統)	標準活性汚泥法
初沈殿池	—	9 池
反応タンク	—	10 槽
最終沈殿池	—	8 池
汚泥濃縮タンク	—	1 槽
汚泥消化タンク	—	3 槽
機械濃縮設備	—	2 台
汚泥脱水機	—	4 台

表 3-5-2 収集車両台数

	収集運搬	車両台数	処分	備考
し尿	町（委託）	9 台	高松市	
浄化槽汚泥	許可業者			

6 し尿処理経費の状況

し尿及び浄化槽汚泥処理に係る経費（処理費、集運搬、手数料、施設管理費等）の推移については、図3-6-1及び表3-6-1に示すとおりです。下水道の普及により全体的な処理量が減少しているため、全体の経費も減少していますが、1kℓ当たりの処理費は大きく変わっていません。

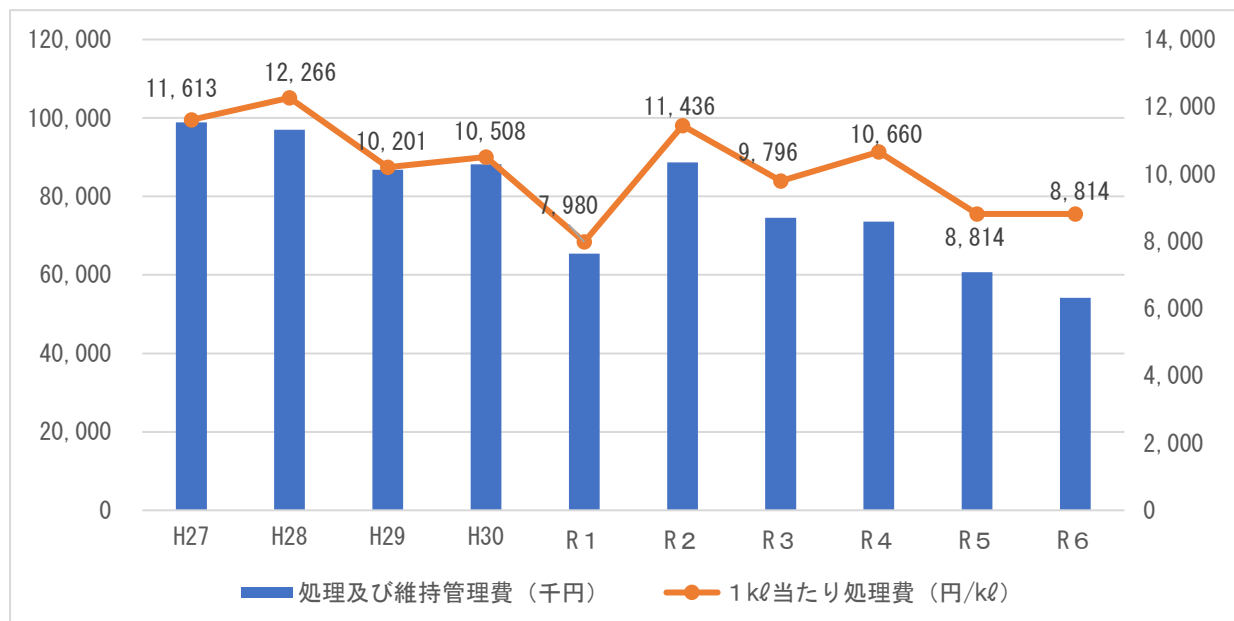


図3-6-1 し尿処理経費の推移

表3-6-1 し尿処理経費の推移

	処理及び維持管理費 (千円)	し尿・浄化槽汚泥量 (kℓ)	1kℓ当たり処理費 (千円/kℓ)
H27	98,834	8,511	11,613
H28	96,998	7,908	12,266
H29	86,803	8,509	10,201
H30	88,160	8,390	10,508
R1	65,443	8,201	7,980
R2	88,672	7,754	11,436
R3	74,586	7,614	9,796
R4	73,593	6,904	10,660
R5	60,675	6,884	8,814
R6	54,145	6,143	8,814

第4章 生活排水処理の基本方針

1 生活排水処理に係る理念・目標

生活排水を適正に処理し身近な公共用水域の水質改善を図るため、生活排水対策に取り組み、地域住民の理解と協力のもとに生活環境にとって快適で豊かな水環境の形成に努めることが求められています。そのため、生活排水処理施設の整備を進めると同時に、家庭等から発生する汚濁源を減少させるよう、町民に対して生活排水対策の必要性について啓発を行うことで、身近な小川やため池にコブナやメダカが泳ぎ、初夏には蛍が舞う水環境の復活を目指します。

2 生活排水処理施設整備の基本方針

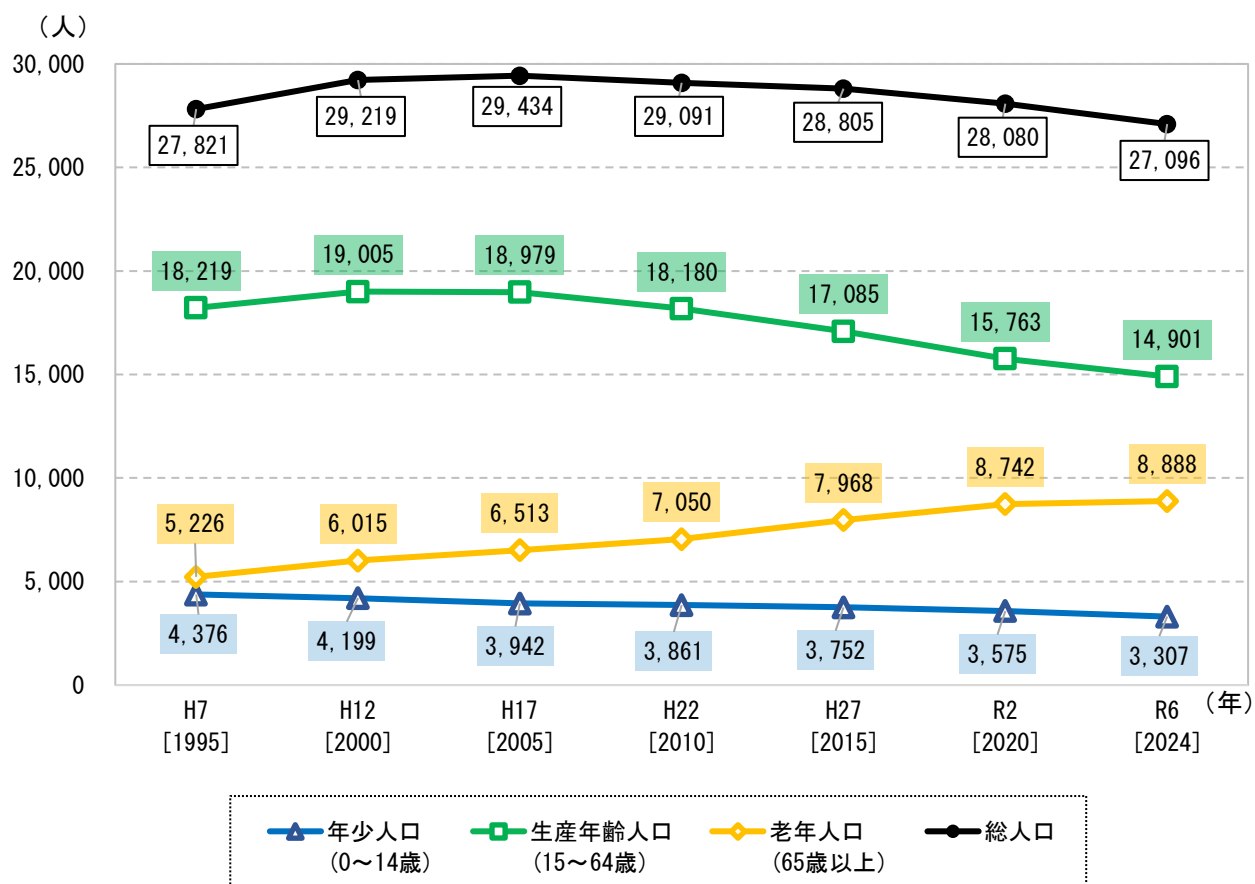
生活排水処理の基本方針として、町民一人ひとりが水環境に関心を持ち、水環境について正しく理解するための啓発を行っていきます。また、生活排水処理施設整備の基本方針は次のとおりとします。

- ① 都市計画地域内で市街地を中心とした区域は公共下水道事業、農業振興地域における人口集中地域については農業集落排水事業により集合処理施設の整備を行います。
- ② 集合処理施設の整備が見込まれない地域においては、合併処理浄化槽による個別処理施設にて整備を推進します。
- ③ 上記②の地区について、汲み取り便槽及び単独処理浄化槽を設置して汚水処理をしているものについては生活雑排水が未処理であることから、合併処理浄化槽設置整備事業補助金も活用し、合併処理浄化槽への転換を推進します。
- ④ 家庭等から発生する汚濁源を減少させるため、汚濁発生源対策の啓発活動を推進すると共に、浄化槽の適正な維持管理に努めるよう併せて啓発活動を推進します。

3 将来人口予測

国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）が、令和2（2020）年の国勢調査を基に、令和32（2050）年までについて人口推計を実施した結果によると、本町の総人口はこれからも減少が続くとともに、少子高齢化が進んでいく予測となっており、令和7年度から目標年次の令和17年度で2,000人程度減少する見込みです。

図4-3-1 三木町の人口推計（社人研）



5章 生活排水の処理計画

1 処理の目標

本計画の基本理念や基本方針を達成するため、下水道の普及促進及び下水道区域外の合併処理浄化槽の整備促進によって公共用水域の保全を確保します。

中間目標年度及び計画目標年度における目標値を、図5-1-1及び表5-1-1に示します。

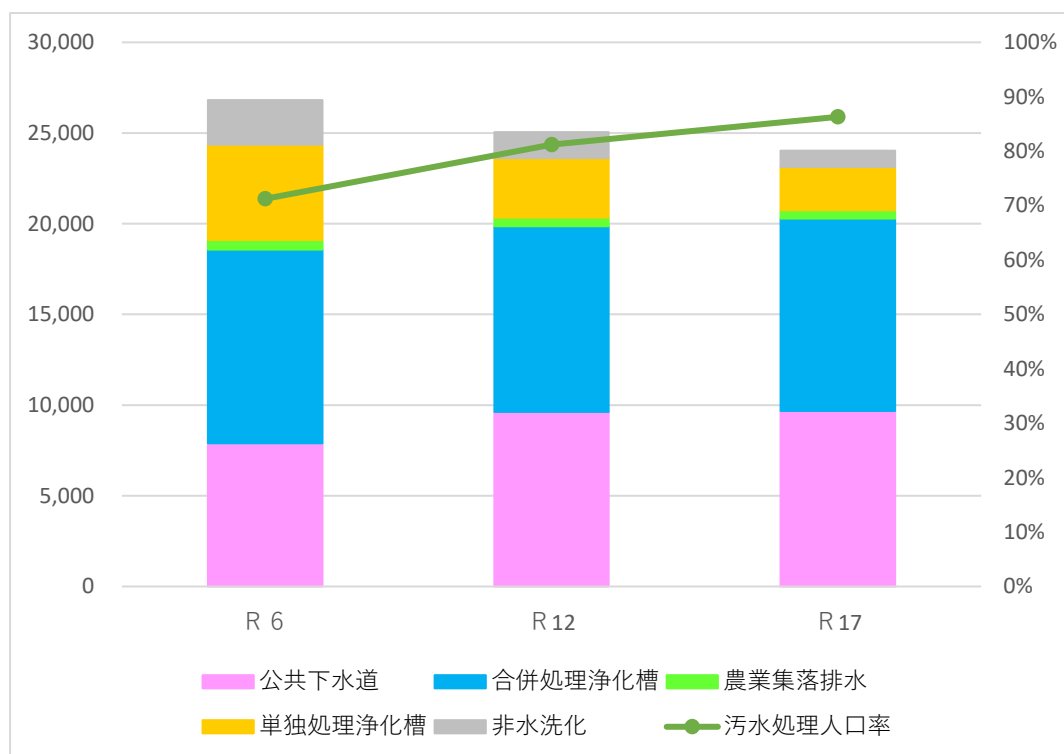


図5-1-1 污水处理人口の目標値

表5-1-1 污水处理人口の目標値

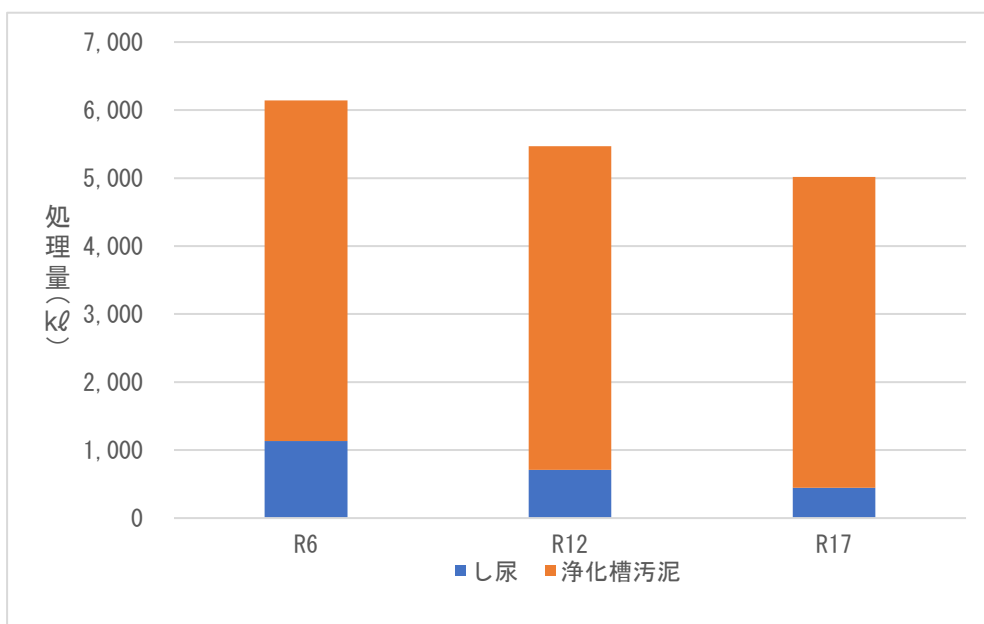
区分		単位	実績	将来推計	
			R 6 現状	R12 中間目標	R 17 最終目標
行政区域内人口	①	人	26,807	25,045	24,030
計画処理区域内人口	②	人	26,807	25,045	24,030
水洗化・生活雑排水処理人口	③ = ④+⑤+⑥	人	19,097	20,340	20,740
公共下水道人口	④	人	7,896	9,620	9,680
合併処理浄化槽人口	⑤	人	10,683	10,240	10,600
農業集落排水人口	⑥	人	518	480	480
生活雑排水未処理人口	⑦ = ⑧+⑨	人	7,710	4,710	3,290
単独処理浄化槽人口	⑧	人	5,262	3,280	2,390
非水洗化人口	⑩ = ⑩+⑪	人	2,448	1,430	900
し尿収集人口	⑩	人	2,448	1,430	900
自家処理人口	⑪	人	0	0	0
下水道普及率	④/②*100	%	29%	38%	40%
污水处理人口普及率	③/②*100	%	71%	81%	86%
浄化槽人口率	(⑤+⑧)/②*100	%	59%	54%	54%
非水洗化人口率	⑩/②*100	%	9%	6%	4%

6章 し尿・汚泥の処理計画

1 し尿・浄化槽汚泥処理量の将来推計

生活排水処理施設の整備により、非水洗化人口が減少するためし尿処理量も共に減少するが、浄化槽汚泥については下水道整備による減少と下水道区域外での浄化槽の設置による増加があるため、全体ではやや減少すると想定されます。

図 6-1-1 し尿・汚泥の処理量の将来推計



※原単位は、R 2 から R 6 の実績から、し尿 1.36ℓ/人・日、浄化槽汚泥 0.97ℓ/人・日とした。

2 収集・運搬・処分

し尿の収集・運搬は町が委託した事業者が行い、浄化槽汚泥の収集・運搬については、住民サービスの向上と過当競争の弊害を考慮し、現在の許可業者で行い、最終的に高松市が所管する、東部下水処理場で処理することとします。

第7章 その他

1 住民に対する広報・啓発活動

本町における住民及び事業者等に対して、公共用水域の汚濁防止の観点から、生活排水対策の必要性や浄化管理の重要性について、広報等で周知・啓発活動を推進していきます。

また、本町における下水道整備済み地域においては、速やかな接続を積極的に呼びかけるとともに、下水道整備区域外の住民に対しては、合併処理浄化槽設置整備の補助制度を周知することで合併処理浄化槽の設置を呼びかけていくものとし、設置された合併処理浄化槽について、「定期的な保守点検」「清掃」「法定検査」の実施についても指導していきます。

2 環境教育の実施

河川等の水質改善を図っていくために、児童、生徒等を対象とした環境教育の一環として、河川美化啓発ポスターのコンクール及び下水処理場の見学会などを実施することで、水環境への関心を高め、生活排水対策について啓発していきます。

